

**大阪市災害対策本部
健康部・保健医療調整本部**

災害応急対策実施要領

**健康局
(総務課・健康施策課)**

大阪市災害対策本部健康部・保健医療調整本部 災害応急対策実施要領

本要領は、本市域において災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれのある場合において、「大阪市地域防災計画」の定めるところにより、大阪市災害対策本部健康部（以下「健康部」という。）及び大阪市災害対策本部保健医療調整本部（以下「保健医療調整本部」という。）が所管業務を円滑に実施するために必要な事項を定める。

1 組織体制

1 設置

健康部は、大阪市災害対策本部（以下「市本部」という。）又は大阪市災害対策警戒本部（以下「市警戒本部」という。）が設置されたとき、もしくは健康局長が必要と認めたときは、直ちに設置する。

保健医療調整本部は、市本部が設置されたときもしくは市長が必要と認めたとき、市本部内に関係部（健康部、危機管理部）及び関係機関（地方独立行政法人大阪市民病院機構、大阪公立大学医学部附属病院等）が集まる体制で組織され、健康部は保健医療調整本部の役割を兼ねて対応する。

2 組織

（1）組織

【健康部】

健康部は、健康局の職員をもって組織し、部長は局長、部長代行は首席医務監及び理事とし、健康部長に事故あるときは、首席医務監、理事の順でその職務を行う。副部長は、総務部、健康推進部、生活衛生部の各部長、保健所長、保健所各部長とする。なお、再任用職員、任期付職員を含み、会計年度任用職員、臨時の任用職員、非常勤嘱託職員は除く。

また、部内に班を置き、班には班長並びに班長補佐を置く。各班における班長、班長補佐については、別紙1のとおりとする。

【保健医療調整本部】

保健医療調整本部の健康局における組織は、健康部をもって充てることとし、保健医療調整本部長は、健康部長が兼ねる。

（2）活動内容

健康部の活動内容は次のとおり。

（「大阪市地域防災計画」健康部分掌事務より）

- ・ 医療救護に関するここと
- ・ 飲料水及び食品衛生に関するここと
- ・ 予防、防疫に関するここと
- ・ 医師会、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整に関するここと
- ・ 動物保護等の実施に関するここと
- ・ 避難行動要支援者支援班との連携に関するここと
- ・ 本部長の特命事項に関するここと

保健医療調整本部の活動内容は次のとおり。

(「大阪市地域防災計画」保健医療調整本部の任務より)

- ・医療関係機関との調整
- ・医療救護班の調整
- ・緊急輸送の調整
- ・医薬品、医療資器材等の広域調達、調整

上記活動内容を基本としつつ、保健医療活動の総合調整を図るため、健康部長（保健医療調整本部長）の指示のもと、適宜必要な活動を行う。

健康部及び保健医療調整本部の業務内容の詳細については、「健康部・保健医療調整本部 災害対策マニュアル」において、別に定める。

(3) 連絡体制

各区災害対策本部及び他局との連絡は市本部危機管理部を通して行う。大阪府保健医療調整本部との連絡は健康部もしくは保健医療調整本部から行うものとし、併せて市本部（危機管理部）に情報提供を行う。その他、必要な連絡については、市本部と協議のうえ行う。

(4) 分担事務

健康部（保健医療調整本部）の各班の分担事務は別紙2のとおりとする。

3 廃止

(1) 健康部長は、健康部を次の場合に廃止する。

- ①市本部又は市警戒本部が廃止されたとき
- ②健康部長が健康部の必要がなくなったと認めたとき

(2) 保健医療調整本部は、市本部が廃止された場合、自動的に廃止もしくは、市長が必要がなくなったと認めたときに廃止する。

2 動員体制

1 動員の指令

動員指令は、健康局長から別紙3の連絡体制により、逐次伝達する。動員指令が発令された場合は、あらかじめ指定された動員体制により参集する。

2 勤務時間外における自動参集

- ・大阪市域において震度6弱以上（気象庁発表）を観測したとき、大阪府域に大津波警報が発表されたとき、または台風時等以外で市域に特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表されたとき、府域に強い台風が上陸、あるいは接近するおそれがあるとき、又は同等の事態が発生するとき、河川氾濫が発生したときや切迫したとき、災害が発生したときは、1号動員の指令があったものとして、自動的に参集する。
- ・大阪市域において震度5強または5弱（気象庁発表）を観測したとき、大阪府域に津波警報が発表されたとき、または、避難情報を発令したときは、2号動員の指令があったものとして、自動的に参集する。
- ・大阪市域において震度4（気象庁発表）を観測したとき、府域に台風が上陸、あるいは接近するおそれがあるとき、避難情報を発令するおそれがあるとき、または、高潮のおそれがある場合で、ゆとりを持った自主的な避難の呼びかけを行うときは、3号動員の指令があったものとして、自動的に参集する。
- ・大阪府域において津波注意報が発表されたとき、南海トラフ地震臨時情報（巨

大地震警戒、又は巨大地震注意）が発表されたとき、気象庁震度観測点（大阪市中央区大手前）において長周期地震動階級3又は4が観測されたとき、または、台風時等以外で大阪市域に暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、洪水警報が発表されたときは、4号動員の指令があつたものとして、自動的に参集する。

- ・なお、台風時等で事前に災害が予測できる場合は、台風が市域に接近する前に気象台による説明会が開催されるなど、事前に災害の発生が予測できる場合には、危機管理監を議長とした警戒体勢検討会議を開催し、活動体制（組織体制・動員体制）と対応方針を検討し、市長に報告のうえ決定する。

3 参集方法

参集方法は次のとおりとする。

- ・原則として、全職員が自己の勤務する場所等に参集する。（所属参集）
- ・ただし、震度5強以上の地震の場合、勤務時間外における自動参集の区分には、「所属参集」と「直近参集」がある。あらかじめ「直近参集」の指定を受けた職員については、所定の区役所等へ参集し、その他の職員については「所属参集」とする。

4 動員報告

各部庶務担当課は、動員指令に基づく部内職員の参集状況をとりまとめ、直ちに動員報告書（様式1）により総務一班に報告しなければならない。

総務一班は各班の状況を動員報告集約表（様式2）にとりまとめ、市本部に（防災情報システム等により）報告する。

5 その他

区兼務医師の動員体制については、別紙4（「平成22年8月24日付け健福第2452号通知」）のとおり取り扱う。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日より施行する。

参考 1

動員基準表

種 別	災 害 状 況	動員人員	時間外地震発生時 自動参集震度	参集場所
1号 動員	市の全力をあげて災害対策活動を実施する必要があるとき	全 職 員	6弱以上 大津波警報	直近参集/ 所属参集
2号 動員	災害対策活動を実施する必要があるとき	所属長並びに指定職員	5強・5弱	直近参集/ 所属参集
3号 動員	被害状況の把握等初動活動を実施する必要があるとき	指定職員	4	所属参集
4号 動員	速やかな措置がとれるよう主として情報連絡にあたる必要があるとき	指定職員	南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき、気象庁震度観測点(大阪市中央区大手前)において長周期地震動階級3又は4が観測されたとき	所属参集

※ 震度は気象庁発表

※ あらかじめ防潮扉閉鎖要員の指名を受けている職員は、勤務時間外に津波警報又は大津波警報が発表されたときは、他の動員に優先して指定の場所に自動参集し、所定の防潮扉閉鎖活動に従事する。

別紙 1

各班における班長、班長補佐

班 名	班 長	班 長 補 佐
総務一班	総務課長	総務課長代理
総務二班	経理課長	経理課長代理
保健医療活動調整班	健康施策課長（保健医療） 保健所管理課長（保健所）	健康づくり課長（保健医療） 精神保健医療担当課長（精神） 健康推進部保健主幹（保健活動） 健康推進部保健主幹（栄養士）
医薬品等調整班	薬務担当課長	生活衛生課担当係長
生活衛生班	生活衛生課長	生活衛生課長代理 生活衛生部保健主幹（3名）
保健所総務班	難病対策担当課長 保健所保健主幹 公害健康被害補償担当課長	保健所管理課長代理 保健所管理課担当係長（2名）
医療情報班	保健医療対策課長	保健医療対策課長代理
感染症対策班	感染症対策課長	感染症対策課長代理
環境衛生監視班	環境衛生監視課長	環境衛生監視課保健副主幹
食品衛生監視班	食品衛生監視課長	食品衛生監視課保健副主幹
監視事務所班	生活衛生監視事務所長	生活衛生監視事務所保健主幹
動物管理班	動物管理センター所長	動物管理センター担当係長
事業所班		
中央卸売市場食品衛生検査所	食品衛生検査所長	食品衛生検査所担当係長
中央卸売市場東部市場食品衛生検査所	東部市場食品衛生検査所長	東部市場食品衛生検査所担当係長
食肉衛生検査所	食肉衛生検査所長	食肉衛生検査所保健副主幹
保健衛生検査所	保健衛生検査所長	保健所（保健衛生検査所）保健副主幹
放射線技術検査所	放射線技術検査所長	保健所（放射線技術検査所）担当係長
環境科学研究センター	環境科学研究センター所長	環境科学研究センター担当係長

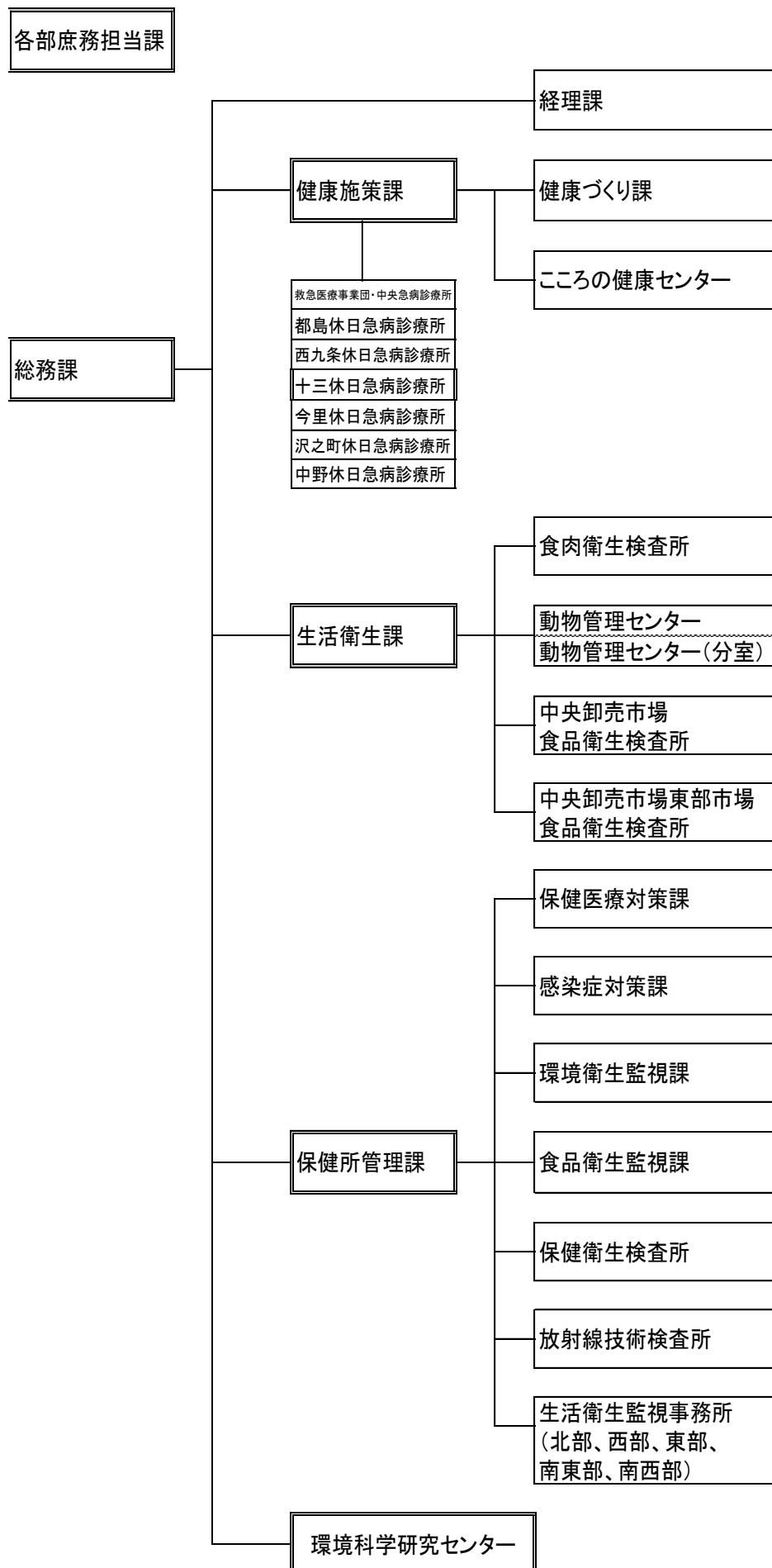
大阪市災害対策本部健康部（保健医療調整本部）分担事務

別紙2

副部長	班	主たる担当課	分担事務
総務部長	総務一	総務課	全体の指揮調整に関すること 市本部との連絡調整に関すること 災害救助活動記録の総括に関すること 広報に関すること 部員の動員に関すること 2.1 大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書に基づく他都市応援隊受け入れに関すること 被害状況の収集に関すること 部員の配置に関すること 部員の給食・給水に関すること 職員の被災状況の把握に関すること
総務部長	総務二	経理課	部の庶務、経理に関すること 災害救助活動記録の総括に関すること 統計調査、報告書に関すること 他の班に属さない事項に関すること
健康推進部長 保健医療企画室長	保健医療活動調整	健康施策課 健康づくり課 こころの健康センター 保健所管理課	健康推進部各課及び各施設における被災状況の把握に関すること 大阪府保健医療調整本部との連絡調整に関すること 保健師・栄養士等の派遣調整に関すること（主） 医療救護班の調整に関すること 救護所、避難所または在宅等における保健師・栄養士等の業務の指導・助言に関すること 保健医療情報の分析に関すること 保健医療活動に係る受援に関すること 医薬品等の供給に係る協定や契約に関すること 各区本部における心のケアにかかる被災状況等の情報収集に関すること 各区からのお精神保健にかかる支援要請の集約並びに厚生労働省への連絡や派遣要請に関すること 各関係団体や医療機関に対する医師等の派遣要請に関すること 地域の精神科医療機関やその他の情報の各区への情報提供に関すること 各区保健福祉センター、厚生労働省等との、心のケア活動に必要となる各職種の受入れ体制の調整に関するこ こころの健康に関する体制整備、調整、会議の開催に関するこ
生活衛生部長	医薬品調整	生活衛生	【医薬品対策】 医薬品、資器材等の供給に係る連絡調整に関すること 【生活衛生統括】 生活衛生各活動の統括に関するこ 【環境衛生対策】 環境衛生対策班の編成及び活動支援に関するこ 環境衛生対策班への応援職員の派遣並びに不足時の応援要請に関するこ 避難所等の衛生的環境を確保するための連絡体制の支援に関するこ 環境衛生薬資材の過不足調整及び不足時の他都市要請に関するこ 【食品衛生対策】 食品衛生対策班の編成及び活動支援に関するこ 食品衛生対策班への応援職員の派遣並びに不足時の応援要請に関するこ 避難所等において提供される食品の安全性を確保するための連絡体制の支援に関するこ 保健所の検査資器材が不足する場合の他都市要請に関するこ 【動物管理対策】 動物管理対策班の編成及び活動支援に関するこ 動物管理対策班への応援職員の派遣並びに不足時の応援要請に関するこ 避難所等への愛護動物の受け入れに関する協議や愛護動物の適正飼養に関する指導・助言にかかる 連絡体制の支援に関するこ 動物管理にかかる薬資材の不足時の他都市要請に関するこ
保健所長	保健所総務 医療情報	保健所管理課 保健医療対策課	保健所における活動内容の情報収集に関するこ 保健師・栄養士等の派遣調整に関するこ（副） 医薬品等の配送に関するこ 放射線に関する影響が想定される場合における市本部の指令に基づく業務に関するこ 緊急輸送の調整に関するこ 医療機関情報の集約・整理に関するこ
生活環境担当部長	感染症対策	感染症対策課	感染症予防に係る情報提供・感染予防措置に関する指導に関するこ 防疫活動用物資の管理及び配給に関するこ 疫学調査に係る連絡調整に関するこ 防疫活動に関する厚生労働省との連絡に関するこ 臨時予防接種の実施に関するこ
生活衛生部長	環境衛生監視 食品衛生監視 監視事務所	環境衛生監視課 食品衛生監視課 各生活衛生監視事務所	環境衛生対策班の活動に関するこ 避難所等の衛生的環境の確保に関するこ 営業している環境衛生関係施設の衛生確保に関するこ 食品衛生対策班の活動に関するこ 避難所等において提供される食品の安全性の確保に関するこ 営業している食品衛生関係施設の衛生確保に関するこ 環境衛生対策班、食品衛生対策班及び動物管理対策班の活動に関するこ 営業している環境衛生関係施設及び食品衛生関係施設の衛生確保に関するこ 避難所等における衛生的環境の確保及び提供される食品の安全性の確保に関するこ
総務部長 保健所長	動物管理 事業所	動物管理センター 食品衛生検査所（中央） 食品衛生検査所（東部） 食肉衛生検査所 環境科学研究所 保健衛生検査所 放射線技術検査所	施設の利用者等に関するこ 施設の防災及び復旧に関するこ 放浪犬、猫の保護・収容に関するこ 動物管理対策班の活動に関するこ 施設の利用者等に関するこ 施設の防災及び復旧に関するこ その他、各事業所において定めている業務に関するこ

災害時動員連絡体制

別紙3



別紙4

健福第2452号
平成22年8月24日

各 区 長 様

健 康 福 祉 局 長

自然災害発生時における区兼務医師の動員体制について（通知）

標題について、公衆衛生課題が複雑・多様化し、新型インフルエンザをはじめとする新興感染症への取組み強化が求められるなか、本年4月からは公衆衛生医師の体制については「エリア制」並びに「チーム制」を構築し、その機能を強化するため医師の配置は健康福祉局を本務とし、区へは兼務により担当医師を配置する等の体制変更を行ったところです。

一方、地域防災計画において、災害時の動員計画は所属長が災害状況に応じて定めることとされておりますが、区においては医学的見地からの専門的対応が必要となることから、初動時に迅速に対応できるよう、区兼務医師の動員体制については下記のとおりとしますので、よろしくご了知いただきますようお願ひいたします。

なお、本件については危機管理室とも協議済みですので申し添えます。

記

- 災害発生時における動員指令（自動収集含む）がある場合の収集場所は、担当する区保健福祉センターを原則とし、区災害対策本部保健福祉班等において医師として専門的・技術的業務を担うものとする。
- ただし、区災害対策本部保健福祉班等での従事中に、被害の程度、対策の進捗等によって、医師の集中配置、あるいは広域配置が必要と考えられる場合は、保健所の当該圏域を担当する保健医療監等の判断をもって区担当医師の配置の変更を行うことができるものとする。
- 医師が欠ける区において、なお医師の専門的・技術的業務を必要とする場合は当該圏域を担当する保健医療監等の指示のもと、当該圏域内を基本とした補完体制をもって対応する。（他区との兼務対応による支援体制など）

*動員指令の基準は各区の実情を踏まえるものとする。

担当

健康福祉局 健康推進部 健康施策担当 TEL6208-9951

総務部 総務担当 TEL6208-9911

○区担当医師の想定される役割

【区】

1. 被災者の医療救護に関すること
 - ・救護所での保健医療に関する医学的助言・指導（保健師活動に対するもの）
 - ・救護所における医学的見地からの災害時要援護者移送先判断等
(収容避難所での避難生活が困難と認められる要援護者について保健師・福祉職員が①施設緊急入所、②福祉避難所、③医療機関に振り分ける際の判断困難例への対応など)
2. 防疫・保健衛生に関すること
 - ・区における防疫対策の進捗管理
 - ・救護所等での衛生環境に関する医学的判断等
3. 区医師会等との連絡調整に関すること
 - ・医学的見地からの連絡調整
4. その他
その他応急対策活動に関して医学的見地から必要な指導・助言、監督

【健康福祉局・保健所】

1. 各所属が所掌する応急対策活動に関して医学的見地から必要な指導・助言、監督